

(参考) 用語の解説

○排出量

対象となる事業者が、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量のこと。化管法に基づき、事業者が自ら把握して国に届出ることとされている。

○移動量

対象となる事業者が、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量のこと。化管法に基づき、事業者が自ら把握して国に届出ることとされている。

○取扱量

対象となる事業者が、化学物質を製造または使用した量のこと。事業者が行う化学物質の適正な管理の促進するための基本となる情報であるため、愛知県では条例に基づき、届出を義務付けている。

○化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の3つの要件をすべて満たす事業者。

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所

②従業員数 常用雇用者21人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

○条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者のうち、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設を有する事業者は含まれない。